



横芝光町公告第 61 号

横芝光町自動運転実証調査業務について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和 5 年 8 月 2 日

横芝光町長 佐藤 晴彦



1. 業務概要

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 業務件名    | 横芝光町自動運転実証調査業務  |
| (2) 業務内容    | 別添「横芝光町自動運転実証調査業務仕様書」のとおり   |
| (3) 業務期間    | 契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで   |
| (4) 委託見積限度額 | 金 184,056,000 円（消費税及び地方消費税を含む）<br>ただし、本業務委託は国庫補助金を財源とするため、国庫補助金が採択されなかった場合は契約しない。また、町要望額に対し減額採択された場合は、契約しない場合がある。 |

2. 契約候補者選定

契約候補者の選定については、横芝光町の職員で構成する「横芝光町自動運転実証調査業務に係る審査委員会」において、「令和 5 年度横芝光町自動運転実証調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）「4. 参加申込手続等」に掲げる書類を提出した者の中から審査し、本業務に最も適切な者を契約候補者とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年以上を経過していること、または本委託業務の契約候補者決定日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- (6) 本募集要項の募集開始の日から参加表明書の提出締切までに、横芝光町暴力団排除条

例（平成 24 年条例第 2 号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 23 年策定）の規定による指名停止措置、または横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 27 年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。

- (7) 暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団または暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- (8) 国税、都道府県民税及び市町村税を滞納していないこと。
- (9) 国内で自動運転技術の実証実験を実施し、1 年以上の運用実績がある者であること。

#### 4. 実施スケジュール（予定）

内 容	日 程
公募開始の公表（実施要領等の配布）	令和 5 年 8 月 2 日（水）
質疑の受付	令和 5 年 8 月 10 日（木）午後 5 時まで
質疑への回答	令和 5 年 8 月 16 日（水）
参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和 5 年 8 月 22 日（火）午後 5 時まで
企画提案書の評価 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 5 年 8 月 28 日（月）午後 2 時
契約候補者及び次点契約候補者の決定通知 審査結果の公表	令和 5 年 8 月 29 日（火）
仮契約締結	令和 5 年 9 月 5 日（火） 予定

#### 5. 質疑の受付・回答

##### (1) 質疑の受付期間

- ・令和 5 年 8 月 2 日（水）から令和 5 年 8 月 10 日（木）午後 5 時まで

##### (2) 質疑への回答

- ・令和 5 年 8 月 16 日（水）までに町ホームページで回答

##### (3) 提出方法

- ・質問書（様式 2）によるものとする。
- ・電子メールでのみ受付（メール送信後に到着確認の電話連絡をすること。）

##### (4) 送付先

- ・下記記載「8. 担当事務局」のとおり

#### 6. 企画提案書等の受付期間

##### (1) 受付期間

- ・令和5年8月2日（水）から令和5年8月22日（火）午後5時まで  
うち、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで  
郵送の場合は必着

(2) 提出書類

- ・実施要領のとおりとする。

(3) 提出方法

- ・実施要領のとおりとする。

(4) 提出先

- ・下記記載「8. 担当事務局」のとおり

7. 企画提案書の評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 実施日時 令和5年8月28日（月）午後2時から

(2) 実施場所 横芝光町役場 第1会議室

※時間及び実施場所については、変更となる場合がある。

※詳細は実施要領とおりとする。

8. 担当事務局

横芝光町役場 企画空港課 デジタル推進室

住所 〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川 11902

電話 0479-84-1279（直通）

FAX 0479-84-2713（代表）

E-mail [kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp](mailto:kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp)